

役員退職慰労金支給規程

(総則)

第1条 社団法人海外環境協力センター(以下「センター」という。)の役員の退職慰労金に関しては、この規程の定めるところによる。

(役員の変義)

第2条 この規程に定める役員とは、定款第17条第1項ただし書の規定により理事長が理事会の議決を経て指定する役員をいう。

(退職慰労金の支給)

第3条 退職慰労金は、役員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給することができる。ただし、次の各号の一に該当するときは、退職慰労金を支給しない。

- (1) 退職にあたり、所定の手続及び事務処理等をせず、センターの業務運営に重大な支障をきたしたとき
- (2) 退職にあたり、センターの社会的信用を傷つけ、又は在職中知り得たセンターの機密を漏らし、センターに損害を与えたとき
- (3) 定款第16条の規定により解任されたとき
- (4) その他前各号に準じる行為があり、理事会において不支給を適当と認めたとき

(支給の額)

第4条 退職慰労金は、職員の退職金との均衡を考慮して、理事長が別に定める。

(実施に必要な事項)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成15年6月10日から施行する。

役員退職慰労金支給規程第4条の規定に基づく理事長が定める役員退職慰労金の額に関する規定

第1条 役員退職慰労金支給規程第4条の規定による理事長が別に定める額は、次のとおりとする。

- (1) 退職の日における本俸の月額×0.6×在職年数（4年までの期間）
- (2) 退職の日における本俸の月額×0.75×在職年数（4年を超え10年までの期間）
- (3) 退職の日における本俸の月額×0.9×在職年数（10年を超え20年までの期間）

附則

この規定は、平成17年3月24日から施行する。